

# 税務課からのお知らせ



## 所得税(住民税)申告時に経費として減価償却費を計上した人は、固定資産税対象の「償却資産の申告」が必要です

固定資産税の対象となる資産には、土地・家屋以外に償却資産があります。

償却資産とは、会社や個人で工場や農業・商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械および装置、工具、器具および備品など)をいいます。

償却資産を所有している人は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について、1月31日までに申告が必要です(地方税法383条)。

申告する償却資産は、農業や営業所得のある人が所得税(住民税)申告時に作成した収内訳表の減価償却資産欄に計上されている資産が概ね対象となります。



詳しくは村HPへ

### 固定資産税の償却資産と所得税(住民税)における減価償却資産の違い(抜粋)

	固定資産税(償却資産)	所得税(住民税)減価償却資産
目的	土地や家屋のように所有する「資産(財産)」に対する財産課税 税額 = 課税標準額 × 1.4%	課税対象となる所得を計算するうえで、一要素となる減価償却費を算出するためにおこなう計算(所得を計算するうえでの「経費(損金)」)
対象となる資産例	「構築物」→フェンス、門、外構工事、塀、舗装路面、農業用ハウスなど 「機械および装置」→太陽光発電設備、クレーンなどの建設機械、粉摺り機、乾燥機など 「車両および運搬具」→大型特殊自動車など 「工具、器具および備品」→パソコン、レジスター、畦塗機、管理機など ※自動車税・軽自動車税、家屋・土地などの固定資産税の対象資産は除く	12月31日現在所有する建物、機械、車両、工具、器具および備品などの使用または期間の経過により減価する資産

〈問い合わせ〉税務課 TEL0967(67)2703

## 阿蘇税務署からのお知らせ

### 令和3年分の法定調書の提出は、令和4年1月31日まで

給料、報酬、不動産の使用料などを支払った場合には、源泉徴収票や支払調書などの法定調書(一部を除く)を一年間の支払分を取りまとめて税務署に提出する必要があります。

令和3年中の支払に係る法定調書の提出は、令和4年1月31日(月)までとなっていますので、正確に記載し、期限までに提出してください。

なお、マイナンバー制度の導入により、法定調書の提出義務者(支払者)は、原則として金銭などの支払を受ける人および支払者などのマイナンバーまたは法人番号を記載する必要があります。法定調書の提出について、不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご覧ください。

### 年末調整でお困りのときは「税務職員ふたば」にご相談ください

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力することにより、人工知能(AI)を活用して自動で答えます。土日・夜間でもご利用いただけます。詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット(ふたば)に質問する」へ!

また、令和3年分の年末調整の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁HP  
法定調書について



国税庁HP  
チャットボット



国税庁HP  
年末調整

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967(22)0551 ※自動音声案内